

豊能町デマンドタクシー事業の暫定運行の延長について

■変更の概要

令和5年3月の令和4年度第4回地域公共交通会議において、地域公共交通再編計画の暫定運行として豊能町デマンドタクシー（西地区及び東西間）の期間の延長についてご承認をいただきましたが、この期間について、令和7年3月31日まで延長する旨、報告いたします。

■変更の経緯

- ・令和4年4月28日（令和4年度第1回会議）

地域公共交通再編計画及び暫定計画について、ご承認いただく。

豊能西線のときわ台駅乗入れ実施までは暫定計画

【暫定計画】

- ・豊能町リレー便（廃止）を西地区デマンドタクシーとして運行する。
 - ・東西間デマンドタクシーは箕面病院を經由しない。（余野～支所前）
- ・令和4年7月1日
- ・西地区及び東西間デマンドタクシーの暫定運行を開始
- ・令和5年3月24日（令和4年度第4回会議）
- ・期間延長について、報告する。

■変更の理由

- ・現在、豊能西線を含めた交通再編計画について、関係機関との協議を行っており、引き続き詳細な協議が必要なため、暫定期間を延長して実施するものです。

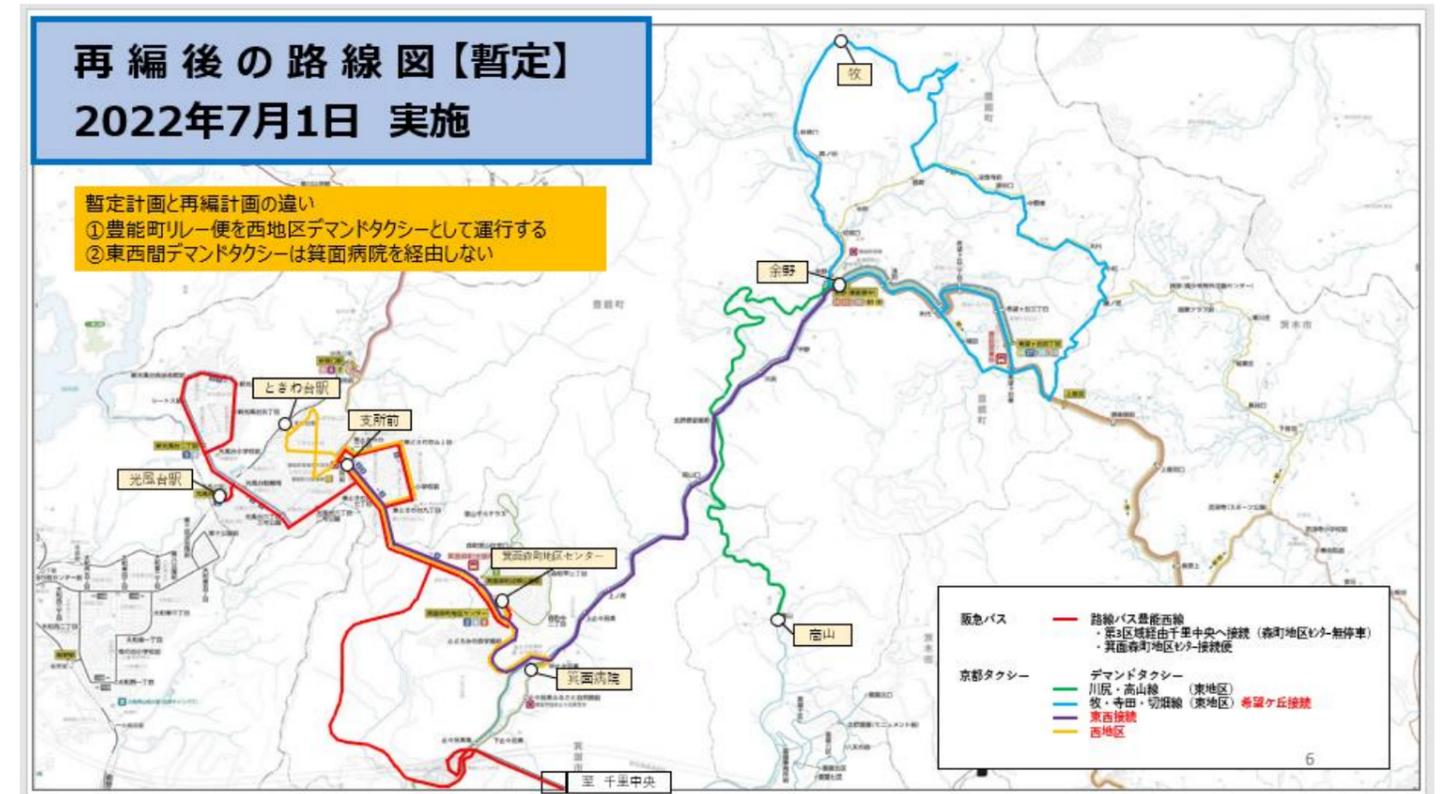
■変更の詳細

現認可期間：令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

（申請者：京都タクシー株式会社、許認可形態：21条）

変更内容：期間の延長（認可日 から 令和7年3月31日 まで）

【参考】令和4年度第1回地域公共交通会議資料（抜粋）



【西地区デマンドタクシー】フィーダー型バス路線でのときわ台駅接続までの暫定的な輸送。

- ・リレー便廃止に伴い、西地区デマンドタクシーを暫定的に運行する。（現在のリレー便と同一経路・時刻にて運行）
- ・運行回数
 - ・ときわ台駅～箕面森町 9/8回（土休日7/6回）
 - ・ときわ台駅～箕面病院前 8往復（土休日7往復）
- ・運行日 毎日（12/29～1/3は運休）
- ・許認可形態 道路運送法21条

【東西間デマンドタクシー】

- ・余野～支所前間を運行する系統を新設する。
 - ・運行系統
 - ・余野～（各停留所に停車）～高山口～箕面病院～支所前
 - ・高山口～支所前間は箕面病院のみ停車
 - ・余野～箕面病院間の相互発着旅客は取扱わない
 - ・運行回数 9往復
 - ・運行日 毎日（12/29～1/3は運休）
 - ・許認可形態 道路運送法21条
- ※暫定計画時は箕面病院を經由しない。